

事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案新旧対照 条文

目次

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第一条関係）	3
○ 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（第二条関係）	16
○ 国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）（第三条関係）	18
○ 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）（第四条関係）	20
○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第五条関係）	23
○ 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）（第六条関係）	30
○ 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）（第七条関係）	32
○ 森林組合法施行令（昭和五十三年政令第二百八十六号）（第八条関係）	35
○ 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（第九条関係）	38
○ 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）（第十条関係）	46
○ 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）（第十一条関係）	48
○ 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）（第十二条関係）	50
○ 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）（第十三条関係）	52
○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第十四条関係）	54
○ 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）（第十五条関係）	56

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第十六条関係）	58
○ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（第十七条関係）	60
○ 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（第十八条関係）	62
○ 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（第十九条関係）	64
○ 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（第二十条関係）	66
○ 信託法施行令（平成十九年政令第九十九号）（第二十一条関係）	68
○ 株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）（第二十二条関係）	71
○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）（第二十三条関係）	73
○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（第二十四条関係）	85
○ 無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）（第二十五条関係）	100
○ 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）（第二十六条関係）	102
○ 復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）（第二十七条関係）	104
○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（第二十八条関係）	109
○ 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（第二十九条関係）※行政手続法第四条第四項第一号の規定により、パブリックコメントの対象外とさせていただきます。	117
○ 金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）（第三十条関係）	117

改正案	現行
（人の生命又は身体を害する罪等） 第十五条 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条から第七十九条まで、第八十一条、第八十二条、第八十七条、第八十八条、第九十三条、第一百六条（同条第三号を除く。）、第一百八条、第一百九条若しくは第一百十条第一項に規定する罪、同法第一百十一条第一項に規定する罪（同法第一百九条第二項の罪を犯す行為に係るものに限る。）、同法第一百十二条に規定する罪、同法第一百七条第一項に規定する罪（同法第一百十条に規定する物を損壊する行為にあつては、当該物が自己の所有に係るときを除く。）、同法第一百八条第一項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）、同条第二項若しくは同法第一百十九条、第二十條、第二百二十四条第二項、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条（同法第二百六条第一項又は第二項に係る部分に限る。）、第二百四十四条から第二百四十六条まで、第二百八十一条、第二百九十六条、第二百九十九条、第二百二条から第二百五条まで、第二百十三條後段、第二百十四條から第二百十六條まで、	（人の生命又は身体を害する罪等） 第十五条 （略）

-
- 第二百十八条、第二百十九条若しくは第二百二十一条に規定する罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取罪等」という。）、同法第二百二十七条第一項に規定する罪（加害目的略取罪等を犯した者を幫助^{ほう}する目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取幫助罪等」という。）、同法第二百二十七条第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的被略取者引渡し罪等」という。）、同法第二百二十八条に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等又は加害目的被略取者引渡し罪等に係る部分に限る。次項第一号において「加害目的略取未遂罪等」という。）又は同法第二百四十条、第二百四十一条第三項、第二百四十三条（同法第二百四十条又は同項に係る部分に限る。）若しくは第二百六十条後段に規定する罪
- 二 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条、第二条又は第四条に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的とする行為に係るものに限る。）
- 三 決闘罪に関する件（明治二十二年法律第三十四号）第二条又は第三条に規定する罪
- 四 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）
-

-
- 第一条に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯す行為に係るものに限り。））、暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ二に規定する罪又は同法第一条ノ三に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯した者がする行為又は人を傷害する行為に係るものに限り。））
- 五 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条に規定する罪（刑法第二百四十条の罪（人を負傷させたときに限り。）を犯す行為に係るものに限り。））
- 六 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十九条の二に規定する罪
- 七 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第二条に規定する罪
- 八 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第四十二号）第二条に規定する罪
- 九 火災びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限り。））
- 十 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第四条に規定する罪
- 十一 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第九条第一項に規定する罪、同
-

条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同条第三項に規定する罪

十二 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第百三号）第九条第一項から第三項までに規定する罪

十三 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する罪、同条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）若しくはこれらの罪に係る同条第三項に規定する罪又は同法第四十条に規定する罪

十四 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第五条に規定する罪

十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六十七条に規定する罪

十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条（同条第一項第七号に係る部分に限る。）、第四条（同号に係る部分に限る。）若しくは第六条（同条第一項第一号に係る部分に限る。）に規定する罪又は同法第六条の二第二項若しくは第二項に規定する罪（同条第一項第一号に掲げる罪（同法第三条（同条第一項第七号に係る部分に限る。）の罪、刑法第百八条若しく

は第百九条第一項の罪、同法第百十七条第一項の罪（同法第百八条又は第百九条第一項の例により処断すべきものに限る。）、同法第百十九条、第百二十六条第一項若しくは第二項、第百四十六条前段若しくは第二百四条の罪、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九条第一項の罪、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八条第一項の罪、サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条第一項の罪、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十七条第一項の罪又は放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第三条第一項の罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）に限る。）に当たる行為に係るものに限る。）

十七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）

十八 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第四条に規定する罪

2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九

2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 五十一 （略）

十六条の五（同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。））、第九十六条の六第一項、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条（同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。）、第一百七十六条第一項、第一百七十七条第一項、第一百八十条（同法第一百七十六条第一項又は第一百七十七条第一項に係る部分に限る。）、第一百九十四条、第一百九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第二編第三十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）又は同法第二百三十四条、第二百三十六條、第二百三十八條、第二百四十一条第一項、第二百四十三条（同法第二百三十六條又は第二百三十八條に係る部分に限る。）、第二百四十九条若しくは第二百五十条（同法第二百四十九条に係る部分に限る。）に規定する罪

二 爆発物取締罰則第一条又は第二条に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的とする行為に係るものを除く。）

三 海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）第四条第二項に規定する罪

四 暴力行為等処罰に関する法律第一条に規定する罪（刑法第

二百八条の罪を犯す行為に係るものを除く。）又は暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ三に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯した者がする行為及び人を傷害する行為に係るものを除く。）

五 盗犯等の防止及び処分に関する法律第二条（同条第一号に係る部分に限る。）に規定する罪、同法第三条に規定する罪（刑法第二百三十六条若しくは第二百三十八条の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）又は盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条に規定する罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

六 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条に規定する罪

七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条の四第一項又は第二項に規定する罪

八 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百十条第一項第八号に規定する罪

九 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）第四十六条に規定する罪

十 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第六十三条第一号に規定する罪

十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第五号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）

-
- ）若しくは第六号（同法第八十五条の二十三第一項に係る部分に限る。）、第九十七条の二第十三号（同法第五十八條に係る部分に限る。）、第九十七条の三又は第九十八條の三（同法第三十八條の二第一号（同法第六十六條の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪
- 十二 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第一百一条第一号に規定する罪
- 十三 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第三十二条の五に規定する罪
- 十四 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第六十四条に規定する罪
- 十五 公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第二百二十五条、第二百二十九条又は第二百三十条第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪
- 十六 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十九條に規定する罪
- 十七 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十一条第二項に規定する罪
- 十八 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百五十六号第一号に規定する罪
- 十九 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律
-

第百九十八号) 第二百三十六条第四項に規定する罪

二十 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第七十六条に規定する罪

二十一 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第七条第二項又は第三項(同条第二項に係る部分に限る。)に規定する罪

二十二 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二百二十六条第二項に規定する罪

二十三 航空機の強取等の処罰に関する法律第一条又は第四条に規定する罪

二十四 火炎びんの使用等の処罰に関する法律第二条に規定する罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。)

二十五 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第七十条第一号(同法第六条第三項、第二十一条第三項、第三十四条第三項、第四十四条第三項、第五十二条第二項又は第五十八条の十第三項若しくは第五項に係る部分に限る。)に規定する罪

二十六 人質による強要行為等の処罰に関する法律第一条から第三条までに規定する罪

二十七 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第

九条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）又は当該罪に係る同条第三項に規定する罪

二十八 預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第三十三条第一号（同法第四条第二項に係る部分に限る。）に規定する罪

二十九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条第二号（同法第十五条の三第一項第三号に係る部分に限る。）又は第三号に規定する罪

三十 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）又は当該罪に係る同条第三項に規定する罪

三十一 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百三十一条第四項に規定する罪

三十二 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百五十五条に規定する罪

三十三 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第四十一条に規定する罪

三十四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第三百十一条第六項に規定する罪

三十五 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第八条に規定する罪

三十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条（同条第一項第三号、第四号、第八号から第十号まで、第十二号又は第十四号に係る部分に限る。）、第四条（同項第七号及び第十三号に係る部分を除く。）又は第七条（同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）に規定する罪

三十七 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百六十条又は第二百六十三条に規定する罪

三十八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第四百四十条第四号（同法第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二第一号に係る部分に限る。）に規定する罪

三十九 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十六条に規定する罪

四十 会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）第二百七十一条に規定する罪

四十一 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第六十条第一項又は第二項に規定する罪

四十二 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百七十二條

又は第二百七十五条に規定する罪

四十三 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪

四十四 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第六十四条に規定する罪

四十五 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条第一項又は第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）

四十六 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第一百四十四条又は第一百五条第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪

四十七 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第二項に規定する罪

四十八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第一百八条に規定する罪

四十九 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百四十九条に規定する罪

五十 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために行行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等

に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二十条（同法第十三条第六項に係る部分に限る。）に規定する罪

五十一 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条第一項若しくは第二項に規定する罪（同条第一項第二号に掲げる行為に係るものに限る。）又は同法第五条第一項に規定する罪（同項第二号に掲げる行為に係るものに限る。）

五十二 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百五十六条に規定する罪

（新設）

○ 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（第二条関係）

※株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（名称の使用制限の適用除外） 第二十八条の四 法第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の十七及び法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定 三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十条の六第一項の規定による指定 四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百十八条第一項の規定による指定 五 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定 六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定	（名称の使用制限の適用除外） 第二十八条の四 法第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の十七及び法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略）

七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六 条の八第一項の規定による指定 八 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九 条の十三第一項の規定による指定 九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定 十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三 十九第一項の規定による指定 十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定 十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 （平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による 指定 十三 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五 条の六第一項の規定による指定 十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定 十五 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四 号）第六十条の三十五第一項の規定による指定 十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第九十九条第一項の規定による指定 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十 二号）第五十五条第一項の規定による指定	（新設）
--	-------------

改 正 案	現 行
（交付要求書の記載事項等） 第三十六条 交付要求書には、次の事項を記載しなければならない。 一 滞納者の氏名及び住所又は居所 二 交付要求に係る国税の年度、税目、納期限及び金額 三 交付要求に係る強制換価手続の開始されている財産の名称、数量、性質及び所在（その手続が滞納処分以外の手続である場合には、その手続に係る事件の表示並びに当該財産がその手続に係る財産の一部であるときは、その名称、数量、性質及び所在） 2 法第八十二条第二項（交付要求）の規定による通知は、次の事項を記載した書面で行わなければならない。 一 執行機関（破産法（平成十六年法律第七十五号）第百十四条第一号（租税等の請求権の届出）に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。次条第二号において同じ。）の名称 二 前項第二号及び第三号に掲げる事項 三 交付要求の年月日 3 法第八十二条第三項において準用する法第五十五条（質権者	（交付要求書の記載事項等） 第三十六条 （略） 2・3 （略）

等に対する差押の通知)の通知は、前項各号に掲げる事項並びに滞納者の氏名及び住所又は居所を記載した書面でしななければならない。

4 前項に規定する通知及び法第八十四条第三項(交付要求の解除の通知)において準用する法第五十五条の規定による通知は、交付要求に係る強制換価手続が企業担保権の実行手続、企業価値担保権の実行手続又は破産手続であるときは、することを要しない。

4 前項に規定する通知及び法第八十四条第三項(交付要求の解除の通知)において準用する法第五十五条の規定による通知は、交付要求に係る強制換価手続が企業担保権の実行手続又は破産手続であるときは、ことを要しない。

○ 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）（第四条関係）

※株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（新設分割について民法等を準用する場合の読替え） 第三十六条 法第七十条の三第五項の規定により民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百九十八条の十の規定を準用する場合においては、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」と読み替えるものとする。 2 法第七十条の三第五項の規定により事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるの	（新設分割について民法を準用する場合の読替え） 第三十六条 （略） （新設）

は「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」と読み替えるものとする。

(名称の使用制限の適用除外)

第五十二条 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定

三 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定

四 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定

五 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定

七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

八 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定

九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

(名称の使用制限の適用除外)

第五十二条 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十六 (略)

- | | |
|---|-------------|
| <p>十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定</p> <p>十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定</p> <p>十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定</p> <p>十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定</p> <p>十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定</p> <p>十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定</p> <p>十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定</p> <p>十七 事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項の規定による指定</p> | <p>（新設）</p> |
|---|-------------|

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第五条関係）

※株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）による改正後

改 正 案	現 行
（公開買付けの撤回等） 第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。 一 対象者又はその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条及び第十四条の八の二において同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。 イ 株式交換 ロ 株式移転 ハ 株式交付 ニ 会社の分割 ホ 合併 ヘ 解散（合併による解散を除く。） ト 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て	（公開買付けの撤回等） 第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。 一・二 （略）

（傍線部分は改正部分）

-
- チ 資本金の額の減少
- リ 事業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止
- ヌ 金融商品取引所に対する株券等の上場の廃止に係る申請
- ル 認可金融商品取引業協会に対する株券等の登録の取消しに係る申請
- ヲ 預金保険法第七十四条第五項の規定による申出
- ワ 株式又は投資口の分割
- カ 株式若しくは新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）又は新投資口予約権の割当て
- ヨ 株式、新株予約権、新株予約権付社債又は投資口の発行（ワ及びカに掲げるものを除く。）
- タ 自己株式（会社法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。）の処分（カに掲げるものを除く。）
- レ 既に発行されている株式について、会社法第百八条第一項第八号又は第九号に掲げる事項について異なる定めをすること。
- ソ 重要な財産の処分又は譲渡
- ツ 多額の借財
- ネ イからツまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの
-

二 対象者の業務執行を決定する機関が次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める決定をしたこと（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）。

イ 公開買付開始公告をした日において、対象者の業務執行を決定する機関が当該公開買付けの後に当該公開買付者の株券等所有割合を内閣府令で定める割合以上減少させることとなる新株の発行その他の行為（当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る。）を行うことがある旨の決定を既に行っており、かつ、当該決定の内容を公表している場合 当該決定を維持する旨の決定

ロ 公開買付開始公告をした日において、対象者又はその子会社が会社法第百八条第一項第八号又は第九号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式に係る株券等を発行している場合 当該異なる定めを変更しない旨の決定

三 対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行った日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁

三 対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行った日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ・ロ （略）

による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ 当該対象者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、企業担保権の実行又は企業価値担保権の実行の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）がなされたこと。

ニ 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ 災害に起因する損害

ト 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ 株券の上場の廃止（当該株券を上場している全ての金融商品取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ 株券の登録の取消し（当該株券を登録している全ての認可金融商品取引業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ イからリまでに掲げる事実に至る事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したものの

ハ 当該対象者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）がなされたこと。

ニ ヱヌ （略）

四 株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかったこと。 五 その他前各号に準ずるものとして内閣府令で定めるもの 2 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。 一 死亡 二 後見開始の審判を受けたこと。 三 解散 四 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたこと。 五 当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産手続開始の申立て等がなされたこと。 六 不渡り等があつたこと。	四・五 （略）
（名称の使用制限の適用除外） 第十九条の九 法第五十六条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第	2 （略） （名称の使用制限の適用除外） 第十九条の九 法第五十六条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略）

	一 項の規定による指定
	三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
	四 水産業協同組合法第百十八条第一項の規定による指定
	五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
	六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定
	七 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定
	八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
	九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定
	十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
	十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
	十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定
	十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
	十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
	十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定
	十六 資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指定
十七	事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十

（新設）

二号) 第五十五条第一項の規定による指定

○ 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）（第六条関係）

※株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第十三条の八 法第八十九条第十一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定 四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定 六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定 七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定 八 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定 九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定	（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第十三条の八 法第八十九条第十一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六（略）

- 十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- 十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
- 十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定
- 十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
- 十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定
- 十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定
- 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（新設）

改正案	現行
（土地に関する権利の移転等の許可を要しない場合） 第六条 法第十四条第二項の政令で定める場合は、次のとおりとする。 一 法第十九条第一項の規定による買取り請求（以下「買取り請求」という。）に基づき土地に関する権利を買い取る場合 二 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）による和解である場合 三 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五章若しくは第七章の二、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六章、保険業法（平成七年法律第百五号）第二編第十章第二節、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）、破産法（平成十六年法律第七十五号）又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第二編第九章若しくは	（土地に関する権利の移転等の許可を要しない場合） 第六条 法第十四条第二項の政令で定める場合は、次のとおりとする。 一〇九 （略）

第三編第八章の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合

四 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十七条第一項の許可を受けることを要する場合

五 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）による調停に基づく場合

六 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十五条の二のあつせんに基づく場合又は同法第五十条の規定による和解である場合

七 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項の許可を受けることを要する場合（同項各号に掲げる場合のうち国土交通省令で定める場合を含む。）

八 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第三十条第一項の規定により同法及び同法第二十二条第一項の認可を受け、又は同条第二項の同意を得た処分計画に従つて造成施設等を処分する場合

九 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第四十条第一項の規定により同法及び同法第四十五条第一項の同意を得た処分計画に従つて施設用地を処分する場合

十 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）、企業担保権の実行又は企業価値担保権の実行により換価する場合

十 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により換価する場合

十一 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合（当該土地が所在する市町村の長の認定を受けている場合に限る。）

十二 一の区域が法第十二条第一項の規定により規制区域として指定された際当該区域に係る土地について法第二十七条の四第一項（法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出がされており、かつ、その土地について、その届出に係る事項のうち、土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額等の変更（土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額の変更（その額を減額する場合を除く。）及び土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的の変更をいう。以下同じ。）をしないで、土地売買等の契約が締結される場合

十一・十二
（略）

改 正 案	現 行
（出資組合の吸収分割について民法等を準用する場合の読替え） 第八条 法第八十八条の五第一項の規定により民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百九十八条の十の規定を準用する場合においては、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第八十八条の二第一項に規定する吸収分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する吸収分割組合及び同項に規定する吸収分割承継組合等」と読み替えるものとする。 2 法第八十八条の五第一項の規定により事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二十六条第一項の規定を準用する場合には、同項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第八十八条の二第一項に規定する吸収分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する吸収分割組合及び同項に規定する吸収分割承継組合」と読み替えるものとする。	（出資組合の吸収分割について民法を準用する場合の読替え） 第八条 （略） （新設）

合等」と読み替えるものとする。

（出資連合会の吸収分割について民法等を準用する場合の読替え）

第十六条 法第百八条の七の規定により民法第三百九十八条の十の規定を準用する場合においては、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第百八条の四第一項に規定する吸収分割連合会」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する吸収分割連合会及び同項に規定する吸収分割承継連合会」と読み替えるものとする。

2| 法第百八条の七の規定により事業性融資の推進等に関する法律第二十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第百八条の四第一項に規定する吸収分割連合会」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する吸収分割連合会及び同項に規定する吸収分割承継連合会」と読み替えるものとする。

（新設分割について民法等を準用する場合の読替え）

（出資連合会の吸収分割について民法を準用する場合の読替え）

第十六条 （略）

（新設）

（新設分割について民法を準用する場合の読替え）

第十八条 法第百八条の十五の規定により民法第三百九十八条の十の規定を準用する場合においては、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第百八条の十二第一項に規定する新設分割組合等」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する新設分割組合等及び同法第百八条の十三第一項第一号に規定する新設分割設立連合会」と読み替えるものとする。

2| 法第百八条の十五の規定により事業性融資の推進等に関する法律第二十六条第一項の規定を準用する場合には、同項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第百八条の十二第一項に規定する新設分割組合等」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に關して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する新設分割組合等及び同法第百八条の十三第一項第一号に規定する新設分割設立連合会」と読み替えるものとする。

第十八条 (略)

(新設)

改 正 案	現 行
（資本取引に係る契約締結等行為） 第十一条の五 法第二十二條の二第一項に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為（顧客分別金信託（金融商品取引法第四十三條の二第二項の規定による信託をいう。）に係る契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定その他財務省令で定める行為を除く。）とする。ただし、第一号から第八号までに掲げる行為にあつては、本人確認済みの顧客等（法第二十二條の二第一項に規定する顧客等をいい、法第十八條第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含む。以下この条において同じ。）との間の行為を除く。 一 法第二十条第一号又は第四号に規定する預金契約の締結（預金の受入れを内容とするものに限る。） 一の二 次のイ及びロに掲げる合意の区分に応じ、それぞれ当該合意に基づき当該イ及びロに定める債権の額を増加させ、又は減少させる行為を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結 イ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二十条第十項第四号の合意 為替取引に関する債務に係る債権	（資本取引に係る契約締結等行為） 第十一条の五 法第二十二條の二第一項に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為（顧客分別金信託（金融商品取引法第四十三條の二第二項の規定による信託をいう。）に係る契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定その他財務省令で定める行為を除く。）とする。ただし、第一号から第八号までに掲げる行為にあつては、本人確認済みの顧客等（法第二十二條の二第一項に規定する顧客等をいい、法第十八條第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含む。以下この条において同じ。）との間の行為を除く。 一・一の二 （略）

ロ 銀行法第二条第十七項第一号の合意、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の三第二項第一号の合意又は協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の四の三第二項第一号の合意、預金契約に基づく債権

二 法第二十条第一号又は第四号に規定する信託契約（受益権が金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）又は金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）であるもの、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約及び事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六条第三項に規定する企業価値担保権信託契約を除く。以下この条において「信託契約」という。）の締結

三 信託契約（受益権が資金決済に関する法律第二条第九項に規定する特定信託受益権であるものを除く。）の受益者の指定又は変更（金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する行為に係るものを除く。）

四 法第二十条第二号又は第四号に規定する金銭の貸借契約（銀行等その他の金融機関等（法第二十二条の二第一項に規定

二 法第二十条第一号又は第四号に規定する信託契約（受益権が金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）又は金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）であるもの及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において「信託契約」という。）の締結

三〇十 （略）

する銀行等その他の金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が金銭の貸付けを行うことを内容とするものに限る。
。）の締結

五 法第二十条第三号又は第四号に規定する対外支払手段又は債権その他の売買契約の締結（法第二十二條の三に規定する両替業務に係るものを除く。）

六 顧客等に法第二十条第五号に規定する証券の取得又は証券の譲渡をさせる行為を行うことを内容とする契約の締結

七 法第二十条第八号又は第九号に規定する金融指標等先物契約の締結又は金融指標等先物契約に係る取引の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けること。

八 資本取引に係る契約の締結（法第二十二條の三に規定する両替業務に係るものを除く。）に基づいて行われる行為のうち、現金、持参人払式小切手（小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいう。以下この号において同じ。）、自己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいう。以下この号において同じ。）、旅行小切手又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社

債をいう。)の本券若しくは利札の受払いをする行為であつて、その金額が二百万円に相当する額を超えるもの(持参人払式小切手及び自己宛小切手にあつては、小切手法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。)

九 前各号に掲げる行為のうち、本人確認(法第十八条第一項及び第二十二条の二第一項の規定による本人確認をいう。次項において同じ。)を行つた際に顧客等又は代表者等(法第十八条第二項に規定する代表者等をいう。次号において同じ。)が本人特定事項(同条第一項に規定する本人特定事項をいう。)を偽つていた疑いがある場合における当該顧客等又は代表者等との行為

十 第一号から第八号までに掲げる行為のうち、行為の相手方が行為の名義人又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該行為

2 前項に規定する「本人確認済みの顧客等との間の行為」とは、次に掲げる場合における顧客等との間の行為であつて、銀行等その他の金融機関等(第三号から第六号までに掲げる場合には、これらの号に規定する他の銀行等その他の金融機関等を含む。)が財務省令で定める方法により顧客等について既に本人確認を行っていることを確認した行為をいう。

一 当該銀行等その他の金融機関等が顧客等について既に本人確認を行つており、かつ、当該本人確認について本人確認記

2
4
(略)

録（法第十八条の三第一項に規定する本人確認記録をいう。
以下この項において同じ。）を保存している場合

二 当該銀行等その他の金融機関等が第七条の三に掲げるもの（同条第三号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）と既に行為を行つたことがあり、その際に法第二十二条の二第二項の規定により準用される法第十八条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行つており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

三 当該銀行等その他の金融機関等が他の銀行等その他の金融機関等に委託して前項に規定する行為を行う場合において、当該他の銀行等その他の金融機関等が顧客等について既に本人確認を行つており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

四 当該銀行等その他の金融機関等が他の銀行等その他の金融機関等に委託して前項に規定する行為を行う場合において、当該他の銀行等その他の金融機関等が第七条の三に掲げるものと既に行為を行つたことがあり、その際に法第二十二条の二第二項の規定により準用される法第十八条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行つており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

五 当該銀行等その他の金融機関等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の銀行等その他の金融機関等の事業を承継する場合において、当該他の銀行等その他の金融機関等が顧客等について既に本人確認を行っており、かつ、当該銀行等その他の金融機関等に対して、当該本人確認について作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該銀行等その他の金融機関等が当該本人確認記録を保存している場合

六 当該銀行等その他の金融機関等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の銀行等その他の金融機関等の事業を承継する場合において、当該他の銀行等その他の金融機関等が第七条の三に掲げるものと既に行為を行つたことがあり、その際に法第二十二條の二第二項の規定により準用される法第十八條第三項の規定により顧客等とみなされる自然人について本人確認を行っており、かつ、当該銀行等その他の金融機関等に対して、当該本人確認について作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該銀行等その他の金融機関等が当該本人確認記録を保存している場合

3 銀行等その他の金融機関等が第一項第二号又は第三号に掲げる行為を行う場合において、信託契約の受益者が特定されていないとき若しくは存在しないとき、信託契約の受益者が受益の意思表示をしていないとき又は信託契約の受益者の信託契約の利益を受ける権利に停止条件若しくは期限が付されているとき

は、銀行等その他の金融機関等が当該受益者の特定若しくは存在、当該受益の意思表示又は当該停止条件の成就若しくは当該期限の到来を知った時に、当該受益者について同号に掲げる信託契約の受益者の指定がなされたものとみなして同号の規定を適用する。

4 法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる取引についての第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 第一号	第二十条第一号又は第四号	第二十條の二第一号
預金契約の締結（預金の受入れ	電子決済手段等の管理に関する契約の締結（顧客の電子決済手段等の管理	第二十條の二第二号
第一項 第四号	第二十條第二号又は第四号	第二十條の二第二号
金銭	電子決済手段等	第二十條の二第三号
第一項 第五号	第二十條第三号又は第四号	第二十條の二第三号
対外支払手段又は債権その	電子決済手段等の売買若しくは他の電子決済手段等との交換を	

第一項 第八号	
法第二十二條の三に規定する両替業務に係るもの	他の売買契約
電子決済手段等の売買若しくは他の電子決済手段等との交換を内容とするもの又はこれらの行為の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けることを内容とするもの	これらの行為に係る電子決済手段等の価額が十万円に相当する額以下のもの（これらの行為を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約に係るものを除く。）

○ 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）（第十条関係）

※株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第十六条の十六 法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項の規定による指定 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定 四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定 六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定 七 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定 八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定 九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定	（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第十六条の十六 法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 〇十六 （略）

十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定 十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定 十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定 十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定 十四 信託業法（平成十六年法律第五百十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定 十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定 十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定	（新設）
---	-------------

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）（第十一条関係）

※株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第五条の十九 法第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定 四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定 六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定 七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定 八 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定 九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定	（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第五条の十九 法第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略）

十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定 十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定 十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定 十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定 十四 信託業法（平成十六年法律第五百十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定 十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定 十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定	（新設）
---	-------------

○ 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）（第十二条関係）

※株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第七条の二の七 法第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定 四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定 六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定 七 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定 八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定	（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第七条の二の七 法第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略）

九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定 十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定 十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定 十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定 十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定 十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定 十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定 十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定	（新設）
---	-------------

○ 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）（第十三条関係）

※株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（名称の使用制限の適用除外） 第四条の四 法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定 三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の六第一項の規定による指定 四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百十八条第一項の規定による指定 五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の二第一項の規定による指定 六 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十二第一項の規定による指定 七 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定	（名称の使用制限の適用除外） 第四条の四 法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 〇十六 （略）

- 八 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六
条の八第一項の規定による指定
- 九 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九
条の十三第一項の規定による指定
- 十 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十
二第一項の規定による指定
- 十一 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百八条の二第一
項の規定による指定
- 十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律
（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による
指定
- 十三 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五
条の六第一項の規定による指定
- 十四 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の
二第一項の規定による指定
- 十五 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四
号）第六十条の三十五第一項の規定による指定
- 十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
第九十九条第一項の規定による指定
- 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十
二号）第五十五条第一項の規定による指定

（新設）

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第十四条関係）

※株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（名称の使用制限の適用除外） 第十五条 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定 三 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定 四 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定 五 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定 六 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定 七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定 八 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定 九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定 十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三	（名称の使用制限の適用除外） 第十五条 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 〇十六 （略）

十九 第一項の規定による指定

十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律
(平成十二年法律第百一号) 第五十一条第一項の規定による
指定

十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の
規定による指定

十六 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)

第九十九条第一項の規定による指定

十七 事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十
二号) 第五十五条第一項の規定による指定

(新設)

○ 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）（第十五条関係）

※株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第二十四条の十四 法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定 四 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定 五 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定 六 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定 七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定 八 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定	（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第二十四条の十四 法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一〇十六 （略）

九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定 十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定 十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定 十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定 十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定 十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定 十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定 十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定	（新設）
---	-------------

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第十六条関係）

※株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（名称の使用制限の適用除外） 第四十四条の九 法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定 四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定 六 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の十二第一項の規定による指定 七 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定 八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定 九 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九	（名称の使用制限の適用除外） 第四十四条の九 法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 〇十六 （略）

条の十三第一項の規定による指定 十 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定 十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定 十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第五十一条第一項の規定による指定 十三 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定 十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定 十五 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の三十五第一項の規定による指定 十六 資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指定 十七 <u>事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定</u>	（新設）
--	-------------

○ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（第十七条関係）

※株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定紛争解決機関に係る名称等の使用制限の適用除外） 第四十二条 法第六十六条に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項の規定による指定 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定 四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定 六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第二項の規定による指定 七 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定 八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定 九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定 十 銀行法第五十二条の六十二第二項の規定による指定	（指定紛争解決機関に係る名称等の使用制限の適用除外） 第四十二条 法第六十六条に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一〇十六（略）

- | | |
|---|-------------|
| <p>十一 貸金業法第四十一条の三十九第一項の規定による指定</p> <p>十二 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定</p> <p>十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定</p> <p>十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定</p> <p>十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定</p> <p>十六 資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指定</p> <p>十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定</p> | <p>（新設）</p> |
|---|-------------|

○ 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（第十八条関係）

改正案	現行
（登録の拒否に係る法律） 第四十八条 法第九十一条第一項第三号の政令で定める法律は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、農業協同組合法、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号。信用協同組合及び信用協同組合連合会に係る部分に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）、投資信託及び投資法人に関する法律、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十六号）、国民年金法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、保険業法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、確定給付企業年金法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）	（登録の拒否に係る法律） 第四十八条 法第九十一条第一項第三号の政令で定める法律は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、農業協同組合法、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号。信用協同組合及び信用協同組合連合会に係る部分に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）、投資信託及び投資法人に関する法律、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十六号）、国民年金法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、保険業法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、確定給付企業年金法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）

（、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）及び事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号。同法第三章第三節に係る部分に限る。）とする。

（、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）とする。

○ 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（第十九条関係）

※株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第五十五条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定 四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定 六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定 七 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定 八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定	（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第五十五条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略）

九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定 十 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定 十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定 十二 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定 十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定 十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定 十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定 十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定	（新設）
--	-------------

○ 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（第二十条関係）

※株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（名称の使用制限の適用除外） 第十八条の五 法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定 四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定 六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第二項の規定による指定 七 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定 八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定 九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定 十 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定	（名称の使用制限の適用除外） 第十八条の五 法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一〇十六 （略）

十一 貸金業法第四十一条の三十九第一項の規定による指定 十二 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定 十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定 十四 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定 十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定 十六 資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指定 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定	（新設）
--	-------------

改正案	現行
（受益者の定めのない信託の受託者となることができる法人） 第三条 信託法附則第三項の政令で定める法人は、国、地方公共団体及び次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。 一 最も遅い事業年度の終了の日（次のイ又はロに掲げる法人にあつては、当該イ又はロに定める日）における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）が五千万円を超えること。この場合において、当該貸借対照表は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査（以下この号において単に「監査」という。）により、虚偽、錯誤及び脱漏のないものである旨の証明を受けたものでなければならない。 イ 最初の事業年度の終了の日から三箇月以内において、当該日における貸借対照表の監査が終了していない法人 当該法人の成立の日 ロ 最も遅い事業年度の終了の日から三箇月以内において、当該日における貸借対照表の監査が終了していない法人（イに掲げる法人を除く。） 当該事業年度の前事業年度の終了の日	（受益者の定めのない信託の受託者となることができる法人） 第三条 信託法附則第三項の政令で定める法人は、国、地方公共団体及び次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。 一 （略）

二 業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計
参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査
役（いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に
対しこれらの者と同等以上の支配力を有するものと認められ
る者を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がない
こと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は
刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しな
い者

ロ 信託法、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二
号）若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（
昭和十八年法律第四十三号）の規定、投資信託及び投資法
人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の規定
（同法第三編に規定する投資法人制度に係るものを除く。
）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）
の規定（同法第二編に規定する特定目的会社制度に係るも
のを除く。）、著作権等管理事業法（平成十二年法律第百
三十一号）の規定（同法第二条第一項第二号に規定する委
任契約に係るものを除く。）、信託業法（平成十六年法律
第百五十四号）の規定若しくは事業性融資の推進等に関す
る法律（令和六年法律第五十二号）の規定（同法第三章第
三節に係るものに限る。）に違反したことにより、又は刑

二 業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計
参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査
役（いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に
対しこれらの者と同等以上の支配力を有するものと認められ
る者を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がない
こと。

イ（略）

ロ 信託法、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二
号）若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（
昭和十八年法律第四十三号）の規定、投資信託及び投資法
人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の規定
（同法第三編に規定する投資法人制度に係るものを除く。
）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）
の規定（同法第二編に規定する特定目的会社制度に係るも
のを除く。）、著作権等管理事業法（平成十二年法律第百
三十一号）の規定（同法第二条第一項第二号に規定する委
任契約に係るものを除く。）若しくは信託業法（平成十六
年法律第百五十四号）の規定に違反したことにより、又は
刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六
条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条

法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条第一号若しくは第五十一条の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条第一号若しくは第五十一条の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ（略）

○ 株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）（第二十二条関係）

※株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第二十三条 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定 四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定 六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定 七 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定 八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定 九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定	（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第二十三条 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一〇十六 （略）

- 十 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- 十二 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
- 十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定
- 十四 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十五 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定
- 十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定
- 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（新設）

改正案	現行
（金融機関等の特定取引） 第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。 一 法別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引	（金融機関等の特定取引） 第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。 一 法別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ 預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結

ロ 定期積金等（銀行法第二条第四項に規定する定期積金等をいう。）の受入れを内容とする契約の締結

ハ 信託（受益権が金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第十二号から第十四号までに掲げる受益証券に表示される権利を除く。）又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）である信託及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約又は事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第六条第三項に規定する企業価値担保権信託契約に係る信託を除く。以下この条において同じ。）に係る契約の締結

ニ 信託行為、信託法第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託（受益権が資金決済に関する法律第二条第九項に規定する特定信託受益権である信託を除く。）の受益者との間の法律関係の成立（リに規定する行為に係るものを除く。）

ホ 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約の締結

ヘ 農業協同組合法第十條第一項第十号又は水産業協同組合法第十一条第一項第十二号、第九十三條第一項第六号の二

イ・ロ （略）

ハ 信託（受益権が金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第十二号から第十四号までに掲げる受益証券に表示される権利を除く。）又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）である信託及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約に係る信託を除く。以下この条において同じ。）に係る契約の締結

ニ・ユ （略）

若しくは第百条の二第一項第一号に規定する共済に係る契約（以下「共済に係る契約」という。）の締結

ト 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約若しくは郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約（チにおいて「保険契約」という。）又は共済に係る契約に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払（勤労者財産形成貯蓄契約等、勤労者財産形成給付金契約、勤労者財産形成基金契約、資産管理運用契約等及び資産管理契約に基づくものを除く。）

チ 保険契約又は共済に係る契約の契約者の変更

リ 金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで若しくは第十号に掲げる行為又は同項第七号から第九号までに掲げる行為により顧客等に有価証券（同条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下同じ。）を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結

ヌ 金融商品取引法第二十八条第三項各号又は第四項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結（当該契約

により金銭の預託を受けない場合を除く。)

ル 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理を行うことを内容とする契約の締結

ヲ 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に係る契約の締結

ワ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約の締結又はその代理若しくは媒介

カ 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を内容とする契約の締結

ヨ 前払式支払手段記録口座（資金決済に関する法律第三条第九項に規定する前払式支払手段記録口座をいう。）の開設を行うことを内容とする契約の締結

タ 電子決済手段の交換等（資金決済に関する法律第二条第十項に規定する電子決済手段の交換等をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）を継続的に若しくは反復して行うこと又は同条第十項第三号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結

レ 電子決済手段の交換等であつて、当該電子決済手段の交換等に係る電子決済手段（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。ソ及び第三項第二号

において同じ。）の価額が十万円を超えるもの

ソ 電子決済手段等取引業に関し管理する顧客等の電子決済手段を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為（電子決済手段の交換等に伴うものを除く。第三項第二号において同じ。）であつて、当該移転に係る電子決済手段の価額が十万円を超えるもの

ツ 資金決済に関する法律第二十条第四号の合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少させることを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結

ネ 資金決済に関する法律第二十条第四号の合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させる行為であつて、当該減少の額が十万円を超えるもの

ナ 銀行法第二十条第十七項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を増加させ、又は減少させることを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結

ラ 銀行法第二十条第十七項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を減少させる行為であつて、当該減少の額が十万円を超えるもの

ム 信用金庫法第八十五条の三第二項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を増加させ、又は減少させることを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締

結

ウ 信用金庫法第八十五条の三第二項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を減少させる行為であつて、当該減少の額が十万円を超えるもの

ハ 協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を増加させ、又は減少させることを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結

ニ 協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を減少させる行為であつて、当該減少の額が十万円を超えるものの

ホ 暗号資産の交換等（資金決済に関する法律第二条第十五項に規定する暗号資産の交換等をいう。以下この号及び第三項第七号において同じ。）を継続的に若しくは反復して行うこと又は同条第十五項第三号若しくは第四号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結

ヘ 暗号資産の交換等であつて、当該暗号資産の交換等に係る暗号資産（資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。や及び第三項第八号において同じ。）の価額が十万円を超えるもの

コ 暗号資産交換業に関し管理する顧客等の暗号資産を当該

顧客等の依頼に基づいて移転させる行為（暗号資産の交換等に伴うものを除く。第三項第八号において同じ。）であつて、当該移転に係る暗号資産の価額が十万円を超えるものの

マ 商品先物取引法第二条第二十二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結

ケ 現金、持参人払式小切手（小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。）、自己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。以下ケにおいて同じ。）又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）の本券若しくは利札の受払いをする取引（電子決済手段の交換等、暗号資産の交換等、本邦通貨と外国通貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取りを除く。第三項第九号において「現金等受払取引」という。）であつて、当該取引の金額が二百万円（現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、十万円）を超えるもの

フ 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当該他の特定事業者がコに規定する契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻し（以下フ及び第三項第十号において「預金等払戻し」という。）であつて、当該預金等払戻しの金額が十万円を超えるもの

コ イに掲げる取引を行うことなく為替取引又は自己宛小切手（小切手法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいう。）の振出しを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結

エ 貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約の締結

テ 社債、株式等の振替に関する法律第十二条第一項又は第四十四条第一項の規定による社債等の振替を行うための口座の開設を行うことを内容とする契約の締結

ア 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第七条第一項の規定による電子記録を行うことを内容とする契約の締結

サ 保護預りを行うことを内容とする契約の締結

キ 二百万円を超える本邦通貨と外国通貨の両替又は二百万円を超える旅行小切手の販売若しくは買取り

ユ 外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀

行をいう。)の業務の代理又は媒介として行うイ、ロ、カ若しくはコに掲げる取引(コに掲げる取引にあつては、為替取引に係るものに限る。)又はイ、ロ、カ若しくはコに規定する契約(コに規定する契約にあつては、為替取引に係るものに限る。)に基づく取引

二 法別表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項 同項に規定する貸借契約の締結

三 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項 同項に規定する契約の締結

四 法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ 特定資金移動業務(特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)第二条第八項第二号イに規定する特定資金移動業務をいう。ホにおいて同じ。)又は特定資金受入業務(同号ロに規定する特定資金受入業務をいう。ニ及びホにおいて同じ。)に係る口座の開設を行うことを内容とする契約の締結

ロ 特定資金貸付契約(特定複合観光施設区域整備法第七十条第十項に規定する特定資金貸付契約をいう。ホにおいて同じ。)の締結

ハ チップ(特定複合観光施設区域整備法第七十三条第六項に規定するチップをいう。以下ハにおいて同じ。)の交付

二〇七 (略)

若しくは付与又は受領をする取引（第三項第十二号において「チップ交付等取引」という。）であつて、当該取引に係るチップの価額が三十万円を超えるもの

ニ 特定資金受入業務に係る金銭の受入れ

ホ 特定資金受入業務に係る金銭の払戻し（特定資金移動業務に係る為替取引を伴うものを除く。）、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領（特定複合観光施設区域整備法第二条第八項第二号イに規定するカジノ管理委員会規則で定める金融機関が行う為替取引（口座間の金銭の移動に係るものに限る。）を伴うものを除く。）又は同号ニに掲げる業務に係る金銭の両替（第三項第十三号において「カジノ関連金銭受払取引」という。）であつて、当該取引の金額が三十万円を超えるもの

ヘ カジノ行為関連景品類（特定複合観光施設区域整備法第二条第十三項に規定するカジノ行為関連景品類をいい、同項第一号に掲げるものに限る。以下へ及び第三項第十四号において同じ。）の提供であつて、当該提供に係るカジノ行為関連景品類の価額が三十万円を超えるもの

五 法別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項 同項に規定する売買契約の締結又はその代理若しくは媒介

六 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項 その代金の額が二百万円を超える貴金属等（法第二条第二項第四十三

号に規定する貴金属等をいう。以下同じ。）の売買契約の締結

七 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項 同項に規定する契約の締結

2 特定事業者が前項第一号ハ又はニに掲げる取引を行う場合において、信託の受益者が特定されていないとき若しくは存在しないとき、信託の受益者が受益の意思表示をしていないとき又は信託の受益者の受益権に停止条件若しくは期限が付されているときは、特定事業者が当該受益者の特定若しくは存在、当該受益の意思表示又は当該停止条件の成就若しくは当該期限の到来を知った時に当該受益者について同号ニに規定する法律関係が成立したものとみなして、同号ニの規定を適用する。

3 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額を減少させるために一の当該各号に掲げる取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、第一項の規定を適用する。

一 電子決済手段の交換等

二 電子決済手段等取引業に関し管理する顧客等の電子決済手段を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為

三 資金決済に関する法律第二条第十項第四号の合意に基づき

2・3
(略)

- 為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させる行為
- 四 銀行法第二条第十七項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を減少させる行為
- 五 信用金庫法第八十五条の三第二項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を減少させる行為
- 六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を減少させる行為
- 七 暗号資産の交換等
- 八 暗号資産交換業に関し管理する顧客等の暗号資産を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為
- 九 現金等受払取引
- 十 預金等払戻し
- 十一 本邦通貨と外国通貨の両替又は旅行小切手の販売若しくは買取り
- 十二 チップ交付等取引
- 十三 カジノ関連金銭受払取引
- 十四 カジノ行為関連景品類の提供
- 十五 貴金属等の売買契約の締結

改 正 案	現 行
（部長又は課長の職に準ずる職） 第十三条 法第六十条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。 一 国家行政組織法第十八条第三項に規定する次長、同条第四項に規定する職（各庁に置かれるものに限る。）、同法第二十条第三項に規定する職、同法第二十一条第一項に規定する室長、同条第三項に規定する次長並びに同条第四項及び第五項に規定する職 二 内閣審議官及び内閣参事官並びに内閣官房の内閣総務官室に置かれる公文書監理官 三 内閣法制局参事官（内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）第五条第五項の規定に基づき部長に充てられた場合を除く。）、内閣法制局設置法施行令第一条の第二第三項に規定する室長、同令第六条第一項の規定に基づき総務主幹に充てられた内閣法制局事務官、同条第六項に規定する課長並びに同令第六条の二第一項に規定する調査官及び公文書監理官	（部長又は課長の職に準ずる職） 第十三条 法第六十条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。 一〇八 （略）

四 人事院の事務総局に置かれる総括審議官、審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、課長及び政策立案参事官並びに人事院の事務総局に置かれていた参事官並びに人事院の事務総局に置かれる各局に置かれ、又は置かれていた職であつて次に掲げるもの

イ 職員福祉局に置かれる次長、職員団体審議官、課長及び参事官（職員団体審議官の下に置かれる参事官を含む。）

ロ 人材局に置かれる審議官、試験審議官、課長、首席試験専門官及び参事官（参事官にあつては、平成二十三年四月一日以降に置かれるものに限る。）並びに同局に置かれていた参事官（平成二十年十二月三十日以前に置かれていたものに限る。）

ハ 給与局に置かれる次長、課長及び参事官

ニ 公平審査局に置かれる審議官、課長及び首席審理官

五 内閣府設置法第十七条第五項に規定する課長及び室長、同条第八項及び第十項に規定する職、同法第六十三条第一項に規定する部長及び課長、同条第三項に規定する次長並びに同条第四項に規定する職

六 宮内庁法第十五条第一項に規定する課長及び同条第四項に規定する職

七 公正取引委員会の事務総局に置かれていた審判官及び公正取引委員会の事務総局に置かれる官房又は各局に置かれる職

であつて次に掲げるもの

- イ 官房に置かれる総括審議官、政策立案総括審議官、審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化参事官及び参事官並びに官房に置かれる課の長
- ロ 経済取引局に置かれる部及び課の長
- ハ 審査局に置かれる審査管理官、審査長、訟務官及び特別審査長並びに同局に置かれる部及び課の長
- 八 警察法第二十条第三項に規定する部長、同法第二十六条第二項に規定する課長及び室長、同条第三項に規定する職並びに警察庁の長官官房に置かれる首席監察官
- 九 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第二十六条第一項に規定する審判官
- 十 デジタル庁組織令第二条第一項に規定する審議官並びに同令第三条第一項に規定する公文書監理官及び参事官
- 十一 検事長及び検事正
- 十二 原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長、課長及び室長並びに同条第五項に規定する職
- 十三 会計検査院の事務総局に置かれる官房又は各局に置かれ、又は置かれていた職であつて次に掲げるもの
- イ 官房に置かれる総括審議官、公文書監理官、サイバーセ

九 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第二十五条第一項に規定する審判官
十（略）

セキュリティ・情報化審議官、審議官、課長、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報システム調査官、能力開発官及び技術参事官並びに官房に置かれていたサイバーセキュリティ・情報化参事官及び上席情報処理調査官

ロ 第一局に置かれる課長及び監理官

ハ 第二局、第三局、第四局及び第五局に置かれる課長、上席調査官及び監理官

十四 独立行政法人国立公文書館に置かれる次長、課の長及び統括公文書専門官

十五 独立行政法人統計センターに置かれる経営審議役及び独立行政法人統計センターに置かれる部に置かれ、若しくは置かれていた職又は独立行政法人統計センターに置かれていた経営審議室、部若しくは情報技術センターに置かれていた職であつて次に掲げるもの

イ 総務部、情報システム部及び統計技術・提供部に置かれる部長及び次長

ロ 統計編成部に置かれる部長、人口・消費統計編成調整官、経済統計編成調整官及び次長並びに同部に置かれていた統計編成統括官

ハ 経営審議室に置かれていた経営審議室長

ニ 管理部、統計情報・技術部及び統計情報システム部に置

かれていた部長及び次長

ホ 情報技術センターに置かれていた情報技術センター長

十六 独立行政法人造幣局の本局に置かれる部の長及び当該部に置かれる次長

十七 独立行政法人国立印刷局の本局に置かれる部の長及び参事並びに当該部に置かれる参事

十八 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの本部に置かれる情報システム・セキュリティ統括官並びに有害物質等分析調査統括チーム及び部の長

十九 独立行政法人製品評価技術基盤機構に置かれる参与及び技監並びにその本部組織に置かれる部の長

二十 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の本部に置かれる部の長及び評価・監査役

2 法第百六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月五日以前の職については、次に掲げるものとする。

一 旧国家行政組織法第十七条の二第三項に規定する次長、同条第四項に規定する職（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められていた庁以外の各庁に置かれていたものに限る。）、旧国家行政組織法第十九条第一項に規定する部長（宮内庁の部長を除く。）、課長及び室長、同条第二項に

2

（略）

規定する次長並びに同条第三項に規定する職

二 内閣参事官（中央省庁等改革のための内閣関係政令等の整備に関する政令（平成十二年政令第三百三三号）第二条の規定による改正前の内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号。以下この号及び第十五条第二項第二号において「旧内閣官房組織令」という。）第九条第三項の規定に基づき首席内閣参事官に命ぜられていた場合を除く。）、内閣審議官（旧内閣官房組織令第十条第二項の規定に基づき室長に命ぜられていた場合を除く。）及び内閣調査官（旧内閣官房組織令第十二条第二項の規定に基づき室長に命ぜられていた場合を除く。）

三 内閣法制局参事官（内閣法制局設置法第五条第五項の規定に基づき部長に充てられていた場合を除く。）、内閣法制局設置法施行令第一条の二第三項に規定する室長、同令第六条第一項の規定に基づき総務主幹に充てられていた内閣法制局事務官、同条第六項に規定する課長及び同令第六条の二第一項に規定する調査官

四 人事院の事務総局に置かれていた各局に置かれていた職であつて次に掲げるもの

イ 管理局に置かれていた総務審議官、審議官、職員団体審議官、課長及び参事官並びに同局に置かれていた研修審議室及び高齢対策室に置かれていた室長及び参事官

-
- ロ 任用局に置かれていた審議官、試験審議官、課長、参事官及び首席試験専門官
 - ハ 給与局に置かれていた次長、課長及び参事官
 - ニ 公平局に置かれていた審議官、課長及び首席審理官
 - ホ 職員局に置かれていた審議官、課長及び参事官
 - 五 公正取引委員会の事務総局に置かれていた審判官及び公正取引委員会の事務総局に置かれていた官房又は各局に置かれていた職であつて次に掲げるもの
 - イ 官房に置かれていた審議官、課長及び参事官
 - ロ 経済取引局に置かれていた部長及び課長
 - ハ 審査局に置かれていた部長、課長、審査長及び特別審査長
 - 六 警察法第二十条第三項に規定する部長、同法第二十六条第二項に規定する課長及び室長、同条第三項に規定する職並びに警察庁の長官官房に置かれていた首席監察官
 - 七 検事長及び検事正
 - 八 会計検査院の事務総局に置かれていた官房に置かれていた総務審議官、審議官、課長、上席検定調査官、上席審議室調査官、厚生管理官、上席情報処理調査官、研修官及び技術参事官並びに会計検査院の事務総局に置かれていた各局に置かれていた課長及び上席調査官

別表第一（第五条関係）

別表第一（第五条関係）

内閣	内閣官房	内閣法制局	人事院
郵政民営化委員会に置かれる事務局 原子力防災会議に置かれる事務局 特定複合観光施設区域整備推進本部に置かれる事務局 船舶活用医療推進本部に置かれる事務局	内閣官房副長官補又は当該職を助ける職に就いている職員で構成される組織 内閣総務官室 内閣感染症危機管理統括庁 国家安全保障局 内閣広報室 内閣情報調査室 内閣人事局	内閣法制局設置法第四条第一項に規定する部 内閣法制局設置法第四条第一項に規定する長官総務室	事務総局（事務総局に置かれる局、公務員研修所、地方事務局及び沖縄事務所を除く。） 事務総局に置かれる局 事務総局に置かれる公務員研修所 事務総局に置かれる地方事務局

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

	内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁及びこども家庭庁を除く。）
事務総局に置かれる沖縄事務所 国家公務員倫理審査会に置かれる事務局	内閣府設置法第十七条第一項に規定する官房 内閣府設置法第十七条第一項に規定する局 食品安全委員会に置かれる事務局 国会等移転審議会に置かれる事務局 公益認定等委員会に置かれる事務局 再就職等監視委員会に置かれる事務局 消費者委員会に置かれる事務局 経済社会総合研究所 迎賓館 地方創生推進事務局 知的財産戦略推進事務局 科学技術・イノベーション推進事務局 健康・医療戦略推進事務局 宇宙開発戦略推進事務局 北方対策本部 総合海洋政策推進事務局 国際平和協力本部に置かれる事務局 日本学術会議に置かれる事務局 官民人材交流センター 沖縄総合事務局
(略)	
(略)	

	宮内庁	公正取引委員会	警察庁
個人情報保護委員会に置かれる事務局 カジノ管理委員会に置かれる事務局 消費者庁	宮内庁法第三条第一項に規定する長官官房 侍従職 東宮職 式部職 書陵部 管理部 正倉院事務所 御料牧場 京都事務所	事務総局に置かれる官房 事務総局に置かれる局 事務総局に置かれる地方事務所	警察法第十九条第一項に規定する長官官房 警察法第十九条第一項に規定する局 警察大学校 科学警察研究所 皇宮警察本部 管区警察局 東京都警察情報通信部 北海道警察情報通信部

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

金融庁	総合政策局（金融庁設置法第二十六条第一項に規定する審判官は当該局に属するものとする。） 企画市場局 監督局 証券取引等監視委員会に置かれる事務局 公認会計士・監査審査会に置かれる事務局	こども家庭庁 こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）第一条に規定する長官官房 成育局 支援局 国立児童自立支援施設	総務省 行政不服審査会に置かれる事務局 情報公開・個人情報保護審査会に置かれる事務局 官民競争入札等監理委員会に置かれる事務局 電気通信紛争処理委員会に置かれる事務局 電波監理審議会 政治資金適正化委員会に置かれる事務局 管区行政評価局 沖縄行政評価事務所 総合通信局
-----	---	--	--

金融庁	総合政策局（金融庁設置法第二十五条第一項に規定する審判官は当該局に属するものとする。） 企画市場局 監督局 証券取引等監視委員会に置かれる事務局 公認会計士・監査審査会に置かれる事務局	（略）	（略）
-----	---	------------	------------

財務省	外務省	法務省	
税関 財務局	在外公館	最高検察庁 高等検察庁 地方検察庁（当該地方検察庁の対応する裁判所の管轄区域内にある区検察庁を含む。） 矯正管区 地方更生保護委員会 法務局 地方法務局 保護観察所 出入国在留管理庁（入国者収容所及び地方出入国在留管理局を除く。） 出入国在留管理局 公安審査委員会に置かれる事務局 公安調査庁（公安調査庁研修所及び公安調査庁を除く。） 公安調査庁公安調査局	沖縄総合通信事務所 公害等調整委員会に置かれる事務局 消防庁（消防大学校を除く。）

(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

経済産業省	農林水産省	厚生労働省	文部科学省	
電力・ガス取引監視等委員会に置かれる事	農林水産技術会議に置かれる事務局 地方農政局 北海道農政事務所 林野庁（森林技術総合研修所及び森林管理局を除く。） 林野庁森林管理局 水産庁（漁業調整事務所を除く。） 水産庁漁業調整事務所	死因究明等推進本部に置かれる事務局 地方厚生局 都道府県労働局 中央労働委員会に置かれる事務局	日本学士院 スポーツ庁 文化庁（日本芸術院を除く。） 文化庁日本芸術院	沖縄地区税関 国税庁（税務大学校、国税不服審判所、国税局及び沖縄国税事務所を除く。） 国税庁国税不服審判所 国税庁国税局 国税庁沖縄国税事務所

(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

務局 経済産業局 産業保安監督部 那覇産業保安監督事務所 資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁	国土交通省 国土地理院 小笠原総合事務所 海難審判所 地方整備局 北海道開発局 地方運輸局 地方航空局 航空交通管制部 観光庁 気象庁（気象研究所、気象衛星センター、高層気象台、地磁気観測所、気象大学校、管区気象台及び沖縄気象台を除く。） 気象庁管区気象台 気象庁沖縄気象台 運輸安全委員会に置かれる事務局 海上保安庁（海上保安大学校、海上保安学
(略)	
(略)	

会計検査院	環境省	
	地方環境事務所 原子力規制委員会原子力規制庁	校及び管区海上保安本部を除く。 海上保安庁管区海上保安本部
事務総局に置かれる局	事務総局に置かれる官房	

(略)	(略)	
(略)	(略)	

○ 無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）（第二十五条関係）

※株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（名称の使用制限の適用除外） 第四条 法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定 二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十条の六第一項の規定による指定 三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百八条第一項の規定による指定 四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の二第一項の規定による指定 五 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十二第一項の規定による指定 六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定 七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六	（名称の使用制限の適用除外） 第四条 法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一〇十六 （略）

条の八第一項の規定による指定

八 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十三第一項の規定による指定

九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定

十一 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百八条の二第一項の規定による指定

十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定

十三 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定

十四 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定

十五 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の三十五第一項の規定による指定

十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定

（新設）

○ 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）（第二十六条関係）

※株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（名称の使用制限の適用除外） 第二十六条 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定 四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定 六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定 七 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定 八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定 九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定 十 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定	（名称の使用制限の適用除外） 第二十六条 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六（略）

十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定 十二 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定 十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定 十四 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定 十五 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定 十六 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定	（新設）
---	-------------

○ 復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）（第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例） 第十三条 法第四章の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。		（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例） 第十三条 法第四章の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。	
第一欄	第二欄	第一欄	第二欄
所得税法施行令（略）	（略）	（略）	（略）
（昭和二十五年政令第二百四十五号）		（略）	（略）
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十	第七十六条及び第二百四十二	（略）	（略）
条及び第二百四十二	所得稅	（略）	（略）
所得稅及び復興特別		（略）	（略）

法人税法（略）	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄

2 法第三十三条第二項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）	第二百四十一条第二項第七号イ	所得税、	所得税、復興特別所得、
会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）	第二百二十九条	所得税	所得税及び復興特別所得税
事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）	第二百二十八条	所得税	所得税及び復興特別所得税

（略）	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄

2 （略）

（新設）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（略）	（略）	（略）

昭和四十年 法律第三十 四号）ゝ租 税条約等の 実施に伴う 所得税法、 法人税法及 び地方税法 の特例等に 関する法律 施行令			
3 第一項に定めるもののほか、所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法及び国税通則法施行令の規定の適用については、次に定めるところによる。 一 所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法施行令第二十四条第三項の規定による申請書の提出は、併せて行わなければならないものとする。 二 国税通則法第六十六条第六項及び第六十八条第四項並びに国税通則法施行令第二十七条の二の規定の適用については、所得税及び復興特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなす。 4 法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得			

3ゝ5 (略)			

税法第七十六条第三項又は第八十条の二第三項の規定の適用がある場合における第五条第二項の規定の適用については、同項中「金額と」とあるのは、「金額及び集団投資信託（所得税法第七十六条第三項に規定する集団投資信託をいう。以下この項において同じ。）の第十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第三百条第四項（同令第三百六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同令第二百六十四条に規定する収益の分配に係る控除外国所得税の額（同法第七十六条第三項又は第八十条の二第三項の規定により当該集団投資信託の同令第三百条第二項又は第三百六条の二第一項に規定する収益の分配（同法第七十条の規定の適用を受けた同条の国内源泉所得に該当するもの、租税特別措置法第三条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する一般利子等並びに同法第八条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等及び配当等を除く。以下この項において同じ。）に係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額から控除すべき同令第三百条第一項に規定する外国所得税の額に、当該集団投資信託の同条第二項又は同令第三百六条の二第一項に規定する収益の分配（所得税法第八十一条又は第二百十二条の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分に限り、同法第九条第一項第十一号に掲げるもののみに対応する部分を除く。以下この項において同じ。）の額の総額

のうちに支払を受けた収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額が同法第七十六条第三項又は第八十条の二第三項の規定による控除をしないで計算した場合の当該収益の分配に係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額に当該収益の分配の計算期間の末日において計算した当該収益の分配に係る集団投資信託の同法第三百条第九項又は第三百六条の二第七項に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額）をいう。）のうち当該支払を受けた収益の分配に係る所得税の額を超える金額と」とする。

5 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のための手続その他これらの執行に関し必要な細則は、財務省令で定める。

改 正 案	現 行
第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五（同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条（同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。）、第一百七十六条第一項、第一百七十七条第一項、第一百八十条（同法第一百七十六条第一項又は第一百七十七条第一項に係る部分に限る。）、第九十四条、第九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第二編第三十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）又は同法第二百三十四条、第二百三十六條、第二百三十八條、第二百四十一条第一項、第二百四十三条（同法第二百三十六條又は第二百三十八條に係る部分に限る。）、第二百四十九条若しくは第二百五十条（同法第二百四十九条に係る部分に限る。）	第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一〇五十一（略）

-
- ）に規定する罪
- 二 爆発物取締罰則第一条又は第二条に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的とする行為に係るものを除く。）
- 三 海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）第四条第二項に規定する罪
- 四 暴力行為等処罰に関する法律第一条に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯す行為に係るものを除く。）又は暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ三に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯した者がする行為及び人を傷害する行為に係るものを除く。）
- 五 盗犯等の防止及び処分に関する法律第二条（同条第一号に係る部分に限る。）に規定する罪、同法第三条に規定する罪（刑法第二百三十六条若しくは第二百三十八条の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）又は盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条に規定する罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 六 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七条に規定する罪
- 七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条の四第一項又は第二項に規定する罪
- 八 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第一百条第
-

-
- 一 項第八号に規定する罪
- 九 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）第四十六条に規定する罪
- 十 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第六十三条第一号に規定する罪
- 十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条第一項第五号（同法第五百八条に係る部分に限る。）若しくは第六号（同法第八十五条の二十三第一項に係る部分に限る。）、第九十七条の二第十三号（同法第五百八条に係る部分に限る。）、第九十七条の三又は第九十八条の三（同法第三十八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪
- 十二 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第一百一条第一号に規定する罪
- 十三 競馬法（昭和二十三年法律第五百十八号）第三十二条の五に規定する罪
- 十四 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第六十四条に規定する罪
- 十五 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二十五条、第二百二十九条又は第二百三十条第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪
-

-
- 十六 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十九条に規定する罪
- 十七 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十一条第二項に規定する罪
- 十八 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百五十六条第一号に規定する罪
- 十九 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十六条第四項に規定する罪
- 二十 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第七十六条に規定する罪
- 二十一 売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）第七条第二項又は第三項（同条第二項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 二十二 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二百二十六条第二項に規定する罪
- 二十三 航空機の強取等の処罰に関する法律第一条又は第四条に規定する罪
- 二十四 火炎びんの使用等の処罰に関する法律第二条に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）
- 二十五 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第七十条第一号（同法第六条第三項、第二十一条第三項
-

、第三十四条第三項、第四十四条第三項、第五十二条第二項又は第五十八条の十第三項若しくは第五項に係る部分に限る。）に規定する罪

二十六 人質による強要行為等の処罰に関する法律第一条から第三条までに規定する罪

二十七 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）又は当該罪に係る同条第三項に規定する罪

二十八 預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第三十三条第一号（同法第四条第二項に係る部分に限る。）に規定する罪

二十九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条第二号（同法第十五条の三第一項第三号に係る部分に限る。）又は第三号に規定する罪

三十 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）又は当該罪に係る同条第三項に規定する罪

三十一 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百三十一条第

四項に規定する罪

三十二 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百五十五条に規定する罪

三十三 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第四十一条に規定する罪

三十四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第三百十一条第六項に規定する罪

三十五 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第八条に規定する罪

三十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条（同条第一項第三号、第四号、第八号から第十号まで、第十二号又は第十四号に係る部分に限る。）、第四条（同項第七号及び第十三号に係る部分を除く。）又は第七条（同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）に規定する罪

三十七 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百六十条又は第二百六十三条に規定する罪

三十八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百号）第四百四十条第四号（同法第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二第一号に係る部分に限る。）に規定する罪

-
- 三十九 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十六条に規定する罪
- 四十 会社更生法（平成十四年法律第五百十四号）第二百七十一条に規定する罪
- 四十一 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第六十条第一項又は第二項に規定する罪
- 四十二 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百七十二條又は第二百七十五条に規定する罪
- 四十三 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十條第四項に規定する罪
- 四十四 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第六十四条に規定する罪
- 四十五 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条第一項又は第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）
- 四十六 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第一百四條又は第一百五條第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪
- 四十七 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第二項に規定する罪
- 四十八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護
-

に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条に規定する罪

四十九 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百四十九条に規定する罪

五十 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するため、性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二十条（同法第十三条第六項に係る部分に限る。）に規定する罪

五十一 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条第一項若しくは第二項に規定する罪（同条第一項第二号に掲げる行為に係るものに限る。）又は同法第五条第一項に規定する罪（同項第二号に掲げる行為に係るものに限る。）

五十二 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百五十六条に規定する罪

（新設）

○ 金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）（第三十条関係）

※株式会社商工組合中央金庫法施行令等の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）による改正後

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
金融庁設置法第四条第一項第三号エの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定を受けた者 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定を受けた者 三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の六第一項の規定による指定を受けた者（同法第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関に限る。） 四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者 五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百十八条第一項の規定による指定を受けた者（同法第百二十条第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関に限る。） 六 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の二第一項の規定による指定を受けた者（同法第六十九条の四に規定する指定特定共済事業等紛争解決機関（同法第	金融庁設置法第四条第一項第三号エの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。 一 〃十八 （略）

六十九条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約の締結の相手方となるべき同条第六項第三号に規定する特定共済事業協同組合等の組合員の資格として定款に定められる事業が金融庁長官の所管に属するものに限る。）及び同法第六十九条の五に規定する指定信用事業等紛争解決機関に限る。）

七 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十二第一項の規定による指定を受けた者

八 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定を受けた者

九 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定を受けた者

十 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十三第一項の規定による指定を受けた者

十一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた者

十二 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定を受けた者

十三 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百八条の二第一項の規定による指定を受けた者

十四 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定

を受けた者 十五 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定を受けた者 十六 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定を受けた者 十七 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の三十五第一項の規定による指定を受けた者 十八 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定を受けた者 十九 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定を受けた者	（新設）
---	-------------